

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 甲府市



～申告書の提出期限は令和6年1月31日(水)です～

償却資産の申告時期となりましたのでご案内いたします

- 償却資産申告書の提出先は本庁舎（資産税課）です。
窓口センターでの取り扱いはできませんのでご注意ください。
- 申告書の受付開始日は令和6年1月4日（木）からとなります。
- 申告書の提出期限は令和6年1月31日（水）です。
期限間近になりますと窓口が混雑し、お待ちいただく場合がございますので、1月19日（金）までの提出にご協力をお願いします。
- 償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。
- 償却資産をお持ちでない場合や、転出、休業、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 償却資産の申告は郵送や電子申告（エルタックス）での申告も受付けております。
感染症予防のため、可能な限り郵送や電子申告にご協力ください。
郵送の場合で、申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
電子申告（エルタックス）のご利用につきましては、下記ホームページをご覧ください。
【地方税共同機構】 <https://www.lta.go.jp/>
- 正当な理由がなく申告されなかった場合、地方税法第386条及び甲府市市税条例第54条の4の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。
また、虚偽の申告をしますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

【目次】

I	償却資産とは	1	～	3	ページ
II	償却資産の申告について	4	～	10	ページ
III	申告書類の作成方法	11	～	15	ページ
IV	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	16	～	18	ページ

I 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有しているこれらの資産について、1月31日（法定提出期限）までに申告することが義務付けられています。

（土・日曜日の場合は、翌月曜日になります。）

1 資産種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」別に例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物	駐車場の舗装（コンクリート、アスファルト）、構内舗装、自転車置場、カーポート、防壁、門、塀、フェンス、緑化施設、橋、軌道、広告塔等
	建物附属設備	建物附属設備は原則として家屋に含まれますが、次のものは償却資産として取り扱われます。 ①建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ②テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを <u>特定附帯設備</u> といいます。）（詳しくは5ページ参照）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、モーター、ポンプ等の汎用機械類、パワーショベル等自走式作業用機械、駐車場機械装置、各種製造設備、クリーニング設備、太陽光発電パネル（屋根材一体型を除く）等
第3種	船 舶	客船、遊覧船、貨物船、漁船、ボート、ヨット、釣船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	・大型特殊自動車 分類番号が（0,00～09,000～099）及び （9,90～99,900～999）の車両 ・自転車、手押車、特殊自動車等（フォークリフト、構内運搬車等） ・農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの （注）自動車税・軽自動車税の課税対象となる、自動車又は原動機付自転車は除きます
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務用品、各種工具、陳列ケース、冷蔵庫、ロッカー、テレビ、金庫、レジスター、エアコン、室内装飾品、自動販売機、パソコン、プリンタ、計算機器、コピー機、机、椅子、応接セット、医療用器具、理容美容器具、ゲーム機器等

2 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	課 税 対 象 償 却 資 産 の 例 示
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、ネオンサイン、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン・製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす、テレビ等
駐車場事業	フェンス、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、料金精算機等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
喫茶・軽食	ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷機、ミラーボール、放送設備等
娯楽業	パチンコ・パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、島台、カード発行機、放送設備、防犯監視設備、事務機器、接客用家具、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機等
ホテル・旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カーテン、カラオケセット、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農業	コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等、田植機、稲刈機、脱穀機、ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機等農業用機械設備、農業用器具
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備（植栽）、フェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、太陽光発電設備等

3 申告する資産とは

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

◆次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告対象です。

- イ 建設仮勘定で経理されている資産
- ロ 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産台帳に計上されていない資産
- ハ 簿外資産 (会社の帳簿に記載されていない資産)
- ニ 償却済資産 (減価償却が終わった資産)
- ホ 遊休資産 (稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ヘ 未稼働資産 (既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ト 改良費 (資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います)
- チ 借用資産 (リース資産) で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- リ 租税特別措置法の規定を適用して即時償却した資産

(2) 使用可能期間が1年以上で、かつ1個(又は1組)あたりの取得価額が10万円(取得時期より20万円)以上の資産 (少額資産は国税(法人税・所得税)の償却方法に応じて申告の要否が異なります。下記参照。)

<参考> 償却方法と取得価額による申告の要否について

	取得時期		取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	ア	平成元年3月31日までに取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
			10万円以上	減価償却	申告対象
	イ	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得	20万円未満	必要経費	申告対象外
			20万円以上	減価償却	申告対象
	ウ	平成11年1月1日以後に取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
			10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
20万円未満			減価償却	申告対象	
20万円以上	減価償却	申告対象			
法人の場合	ア	平成元年3月31日までに取得	10万円未満	損金算入	申告対象外
			10万円以上	減価償却	申告対象
	イ	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得(アを除く)	20万円未満	損金算入	申告対象外
			20万円以上	減価償却	申告対象
	ウ	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得	10万円未満	損金算入	申告対象外
			10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			20万円未満	減価償却	申告対象
			20万円以上	3年間一括償却	申告対象外
20万円以上	減価償却	申告対象			

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、会社や個人で、工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等事業を行っている方で、甲府市内に償却資産を所有している方です。

なお、償却資産は土地や家屋とは異なり、地方税法第383条の規定により申告が義務付けられています。

2 リース資産について

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となります。

ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等）は、借主が申告を行う必要があります。

※平成20年4月1日以降に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおりリース会社（貸主）からの申告となります。

※法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者の取得価額が20万円未満のものは、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

◎「償却資産申告書」及び「種類別明細書(一覧表)」

※前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

◎課税標準の特例がある資産を所有されている場合、その事実を証明する書類

4 提出期限

令和6年1月31日（水）です。

※期限間近になりますと窓口が混雑し、お待ちいただく場合がございますので、お早め（1月19日（金）まで）の提出にご協力をお願いします。

5 提出先

甲府市役所本庁舎

〒400-8585

甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所 企画財務部 資産税課 家屋係（本庁舎3階⑨番窓口）

※受付開始日は1月4日（木）からになります。

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

※窓口センターでの取り扱いはできませんのでご注意ください。

※ファックスによる申告は受け付けておりません。

※感染症予防のため、可能な限り郵送や電子申告にご協力ください。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される方は、必ず返送先を記入した返信用封筒に、切手を貼って同封してください。

切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び甲府市市税条例第54条の4の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

7 国税資料等の閲覧について

甲府市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、甲府市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

8 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や、資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（16ページ参照）とは異なり、納期は1回になりますのでご留意ください。

9 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページ：家屋と償却資産の区分表参照）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

- ・償却資産とするもの……単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの
- ・家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

平成16年4月1日以降に取り付けた特定附帯設備については、地方税法第343条10項及び甲府市市税条例第35条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源装置等		●		●	
	中央監視設備	設備一式		●		●	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			●		●
		屋内設備一式	○				●
	電力引込設備	引込工事		●		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
	電話設備	電話機、交換機等の機器			●		●
		配管・配線、端子盤等	○				●
	LAN設備	設備一式			●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			●		●
		配管・配線等	○				●
	監視カメラ 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			●		●
配管・配線等		○				●	
避雷設備	設備一式	○				●	
火災報知設備	設備一式	○				●	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			●		●
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○				●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●		●
		屋内の配管等	○				●
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				●	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務設備		●		●	
		上記以外の設備	○			●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			●	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		●		●	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		●		●	

※上記はあくまでも一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります

10 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固 定 資 産 税 の 取 扱 い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 （固定資産評価基準別表第15に 定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法・旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法・定額法等の選択制度 （建物並びに平成28年4月1日 以後に取得する建物附属設備 及び構築物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない 【注1】	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている（租税特別措置法）
増加償却	認めている	認めている（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えた資産本体と改良費 を区分して評価） 【注2】	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年 未満又は取得価額が10万円 未満の資産）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象）【注3】	損金算入可能
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減 価償却資産）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象）【注4】	3年間で損金算入可能
即時償却資産 （中小企業者等が租税特別措 置法を適用して取得した30 万円未満の減価償却資産）	課税対象となる 【注5】	損金算入可能

【注1】圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

【注2】平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

【注3】法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、そうした場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

【注4】法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、そうした場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

【注5】租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

1 1 太陽光発電設備等を設置したら

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

◎申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として申告の対象となります。余剰売電であっても、 発電出力10kw以上の設備は、売電事業用の資産となります ので申告が必要です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を行う方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているいにかかわらず償却資産としての申告が必要です。(Kw数は問わず)
法人	kw数を問わず、事業用の資産 となりますので、申告が必要です。

◎太陽光発電設備に係る課税標準の特例について（わがまち特例）

償却資産として申告いただく太陽光発電設備について、固定価格買取制度の認定を受けたものが、平成28年3月31日までは特例対象となっていました。平成28年4月1日以降に取得された設備については、その特例の対象外となります。これに代わり、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得した**自家消費型の太陽光発電設備**が特例の対象となります。(同時に設置する専用架台、集光装置、制御装置等を含む)

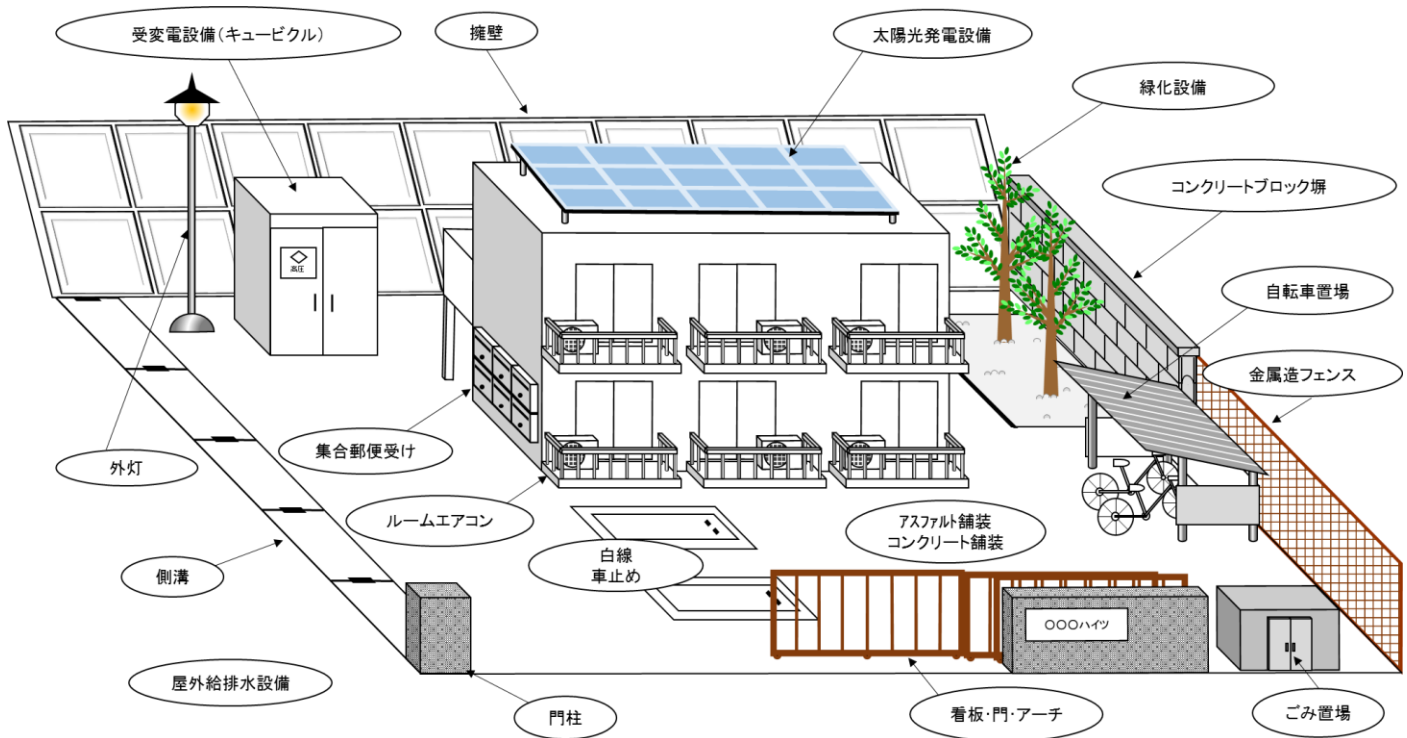
取得時期	平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日
特例対象設備	固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備(10Kw以上)	固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの(10Kw以上)	固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの(10Kw以上) ※出力量により適用される特例割合が異なります。
特例期間 特例率	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。 ※経済産業省が発行した「太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写しが必要です。	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しが必要です。	◎出力1,000Kw未満…新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。 ◎出力1,000Kw以上…新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を3/4に軽減します。

※課税標準の特例を受ける場合は、**一般社団法人日本環境協会が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しが必要となります。**

1 2 共同住宅を建築された方へ

共同住宅（アパート）等、不動産賃貸業を営んでいる方が所有する事業用資産は、土地及び家屋を除き、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。図で例示しますと次のとおりです。

家屋との区分について詳細は6ページをご参照ください。



1 3 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

(一部抜粋)

◎企業主導型保育事業に係る課税標準の特例について（わがまち特例）

令和5年度税制改正により、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が、特定事業所内保育施設（児童福祉法上の認可外施設で事業所内保育事業を目的とするものうち、当該政府の補助に係るもの）の用に供する固定資産に対して課する固定資産の課税標準は、補助開始日の属する年の翌年から5年度分（各年度の賦課期日において引き続き当該政府の補助を受けている場合に限る。）2分の1に軽減されます。

[提出書類]

- ・課税標準の特例適用申請書
- ・法人登記簿謄本の写し
- ・認可外保育施設設置届出書の写し
- ・企業主導型保育事業補助金の支払等の確認できる書類（**運営費助成額決定通知書の写し**）

◎先端設備等導入計画に基づき取得した設備に対する固定資産税の課税標準の特例について

先端設備等導入計画に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備については、固定資産税（償却資産）の課税標準が**軽減**されます。

※制度の詳しい特例率や対象設備については、甲府市ホームページ「[中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請受付について](#)」をご確認ください。

特例適用 提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 課税標準の特例適用申請書・ 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）・ 先端設備等導入計画に係る認定書の写し（甲府市商工課より発行）・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（表明している場合のみ）
--------------	--

※リース会社が申告する場合は、上記提出書類に併せて「リース契約見積書の写し」及び「リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し」も必要です。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書住所・氏名が印字されている場合でも必ず記名・押印してください。 ※資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄の(1)「資産の増減なし」を○で囲んでください。
種類別明細書	1 <u>資産内容が印字されていない場合（記入例1）</u> 令和6年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 <u>資産内容が印字されている場合（記入例2）</u> 前年までに申告されている資産がすべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

2 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他のその償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3ページの一覧表にてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（12～15ページ）を参考に記入してください。

3 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在甲府市内に所有しているすべての償却資産について、評価額等を算出し申告してください。

電算処理により申告をされた場合、甲府市の電算システムに個々の資産を登録しないため、種類別明細書は送付されません。また、課税台帳を請求いただいた場合に、明細書をお出しできませんのでご理解願います。

償却資産申告書	・評価額等の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	・次の項目は必ず記載してください。 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・評価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4） ・評価額は16ページを参照のうえ算出してください。 ・減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 ・増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄に記入してください。

償却資産申告書の記入例 1

初めて申告される方の償却資産申告書の記入方法

提出日及び太枠で囲まれた各項目の内容を記入してください。

<p>記載例</p> <p>提出する年月日を記入してください</p> <p>令和6年1月10日</p> <p>甲府市長 殿</p>		<p>令和6年度</p>		<p>マイナンバーを記入してください。</p>	
<p>個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。</p> <p>〒400-8585</p> <p>甲府市丸の内1丁目18番1号</p> <p>甲府資産税株式会社 代表 甲府 太郎</p> <p>押印して ください。</p>		<p>主たる事業種目を記入してください。また、法人の場合は資本金の金額も記入してください。(百万円未満は表示されません。)</p> <p>0001234567890</p>		<p>記入不要</p>	
<p>1 住所</p> <p>又は納税通知書送付先</p> <p>〒400-8585</p> <p>甲府市丸の内1丁目18番1号</p> <p>(電話) 055-237-XXXX</p>		<p>3 個人番号又は法人番号</p> <p>0001234567890</p>		<p>8 短縮耐用年数の承認</p> <p>有・無</p>	
<p>2 氏名</p> <p>法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</p> <p>甲府 太郎</p> <p>山梨税理士事務所</p> <p>(電話) 055-237-XXXX</p>		<p>4 事業種目</p> <p>(資本金等の額)</p> <p>令和5年4月</p>		<p>9 増加償却の出出</p> <p>有・無</p>	
<p>取得価格</p> <p>(イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ)+(ロ)+(ハ)</p> <p>20,000,000</p> <p>1,500,000</p> <p>21,800,000</p>		<p>5 事業開始年月</p> <p>令和5年4月</p>		<p>10 非課税相当資産</p> <p>有・無</p>	
<p>1 構築物</p> <p>2 機械及び装置</p> <p>3 船舶</p> <p>4 航空機</p> <p>5 車両及び運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品</p> <p>7 合計</p>		<p>6 この申告に添付する者の氏名、おおよび氏名、税理士等の氏名</p> <p>山梨税理士事務所</p> <p>(電話) 055-237-XXXX</p>		<p>11 課税標準の特例</p> <p>有・無</p>	
<p>資産の種類</p> <p>1 構築物</p> <p>2 機械及び装置</p> <p>3 船舶</p> <p>4 航空機</p> <p>5 車両及び運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品</p> <p>7 合計</p>		<p>7 税理士等の氏名</p> <p>山梨税理士事務所</p> <p>(電話) 055-237-XXXX</p>		<p>12 特別償却又は圧縮記載</p> <p>有・無</p>	
<p>種類別明細書の取得額の合計を、資産の種類別に記入してください。</p> <p>20,000,000</p> <p>1,500,000</p> <p>300,000</p> <p>21,800,000</p>		<p>15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地</p> <p>甲府市相生 X-X-X</p> <p>甲府リース(株) 237-X-X-X</p>		<p>13 積務会計上の償却方法</p> <p>定額法</p>	
<p>※ 評価額 (G) ※ 決定価格 (H) ※ 課税標準額 (I)</p> <p>21,800,000</p> <p>21,800,000</p> <p>21,800,000</p>		<p>16 借用資産</p> <p>(有・無)</p> <p>自己所有・借家</p>		<p>14 青色申告</p> <p>有・無</p>	
<p>記入する必要はありません。</p> <p>ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。</p>		<p>17 事業用家屋の所有区分</p> <p>自己所有・借家</p>		<p>18 備考(添付書類等)</p> <p>(1) 資産の増減あり 資産の増減なし 該当資産なし</p> <p>(2) 住所、商号等の変更について (年 月 日付)</p> <p>(3) 納税通知書送付先</p> <p>(4) 廃業・解散・転出等 (年 月 日)</p>	

裏面もあります

種別別明細書の記入例 1

初めて申告される方の種別別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

太枠で囲まれた各項目の内容を記入してください。

記載例		令和 6 年度		種別別明細書（一覧表）																
192015 甲府市		甲府市丸の内1丁目18番1号		住所		氏名		取得年月		取得価額		減価償却率		1月1日現在		課税標準額		※ 税額		
番号	種別区分	番号	種別区分	住所		氏名		年	月	千	円	%	%	円	%	円	円	円	円	
1	建築物	4	航空機	甲府市丸の内1丁目18番1号		甲府資産株式会社		1	5	5	10000000	15	5	10000000	15	10000000	15	10000000	15	
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具					1	5	5	5000000	10	5	5000000	10	5000000	10	5000000	10	
3	船舶	6	工具、器具及び備品					1	5	5	5000000	10	5	5000000	10	5000000	10	5000000	10	
4	123	1						1	5	5	1500000	10	5	1500000	10	1500000	10	1500000	10	
5	123	6						2	5	7	300000	4	5	300000	4	300000	4	300000	4	
6	123																			
7	123																			
8	123																			
9	123																			
10	123																			
11	123																			
12	123																			
合計								6			2180000			2180000						
<p>個人の場合は氏名、法人の場合は法人名称を記入してください</p>										<p>増加した事由を記入してください。 (1.新品、2.中古、3.移動、4.その他)</p>										
<p>資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数まで記入してください。 なお、記入の際はボールペン等をお願いします。 耐用年数は、法人税及び所得税における法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)を記入してください。</p>										<p>年号 3.昭和 4.平成 5.令和</p>										

※ 印欄は記入しないでください。

償却資産申告書の記入例 2

前年度以前に申告された方の償却資産申告書の記入方法

提出日及び前年中に資産の増減があった場合の取得価額とその合計を記入してください。

印字されている内容に変更がある場合は、朱線で抹消し、変更後の内容を記入してください。

記載例

提出する年月日を記入してください

令和 6 年 1 月 10 日

変更は線を引いて修正してください

令和 6 年度

償却資産申告書

※ 所有権コード 800000**

マイナンバーを記入してください

8 法人税法施行令第57条第1項又は第58条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた、前年度以前の償却資産の取得に関する書類を添付して申告する方を○で囲んでください。

9 法人税法施行令第60条又は第61条の規定により、国税局長の承認を受けた、前年度以前の償却資産の取得に関する書類を添付して申告する方を○で囲んでください。

10 非課税資産に該当する資産の取得に関する書類を添付して申告する方を○で囲んでください。

11 課税資産の特例

12 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による特別償却を適用している場合は、特別償却及び非課税資産は認められません。

13 14に○を記入してください。

3 個人番号又は法人番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	4 事業種目	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	5 事業開始年月	平成 22 年 4 月
6 この申告に際しての申告の係長氏名	甲府 一郎				
7 税務士等の氏名	山梨税務士事務所				

1 構造物	20,000,000	(イ) 前年中に減少したもの	(ロ) 前年中に取得したもの	計 (イ)-(ロ)+(ハ)	(ニ) 20,000,000
2 機械及び装置	1,500,000				1,500,000
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計	21,800,000				21,700,000

記入する必要はありません。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

前年中に取得したもの (イ)

前年中に減少したもの (ロ)

前年中に取得したもの (ハ)

計 (イ)-(ロ)+(ハ)

減少した資産の取得価額を(ロ)へ、増加した資産の取得価額を(ハ)へ、差引額を計(ニ)に記入してください。

増減なしの場合は、(イ)の金額を計(ニ)に記入してください。

16 借主の名称等

甲府市相生 X-X-X-X

甲府リース X-X-X-X

17 事業用家屋の所有区分

自己所有

借家

18 備考(添付書類等)

(1) 資産の増減なし 該当資産なし

(2) 住所、商号等の変更について () 年 月 日付

(3) 納税通知書等送付先

(4) 商業・贈収・届出等 () 年 月 日

前年中に贈與、休業、転出等をした場合は、その内容及び贈與等の年月日を記入してください。

資産を売却された場合は、売却先の住所、氏名等を記入してください。

裏面もあります

種類別明細書の記入例 2

前年度以前に申告された方の種類別明細書の記入方法

前年中に増減のあった資産を加除修正してください。

192015		甲府市		令和 6 年度		種類別明細書(一覧表)																	
番号	種類区分	番号	種類区分	住所	法	甲府市相生2丁目47番1号		甲府市丸の内1丁目18番1号		法		※行政区		世帯		※ページ							
1	建築物	4	航空機	氏名		甲府資産株式会社						※所有者コード		8000000**		*枚のうち							
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具	資産の名称	(30字以内)	取得年月	取得額	耐用年数	減価償却率	1月1日現在 理論価額	1月1日現在 評価額	5 %	課税額	5 %	課税額	*枚のうち							
3	船舶	6	工具、器具及び備品	資産のコード		年 月 年 月	千 円	年 数	%	円	円	%	円	%	円	*枚のうち							
1	123	1	0000**	1	駐車場舗装	4 2 2 4	10000000	15															
2	123	1	0000**	2	看板	4 2 2 4	50000000	10															
3	123	1	0000**	3	フェンス工事	4 2 2 5	50000000	10															
4	123	2	0000**	4	機械式駐車設備	4 2 2 5	15000000	10															
5	123	6	0000**	5	パソコン	4 2 3 3	3000000	4															
6	123	6	0000**	6	エアコン	5 5 5 5	2000000	6															
7	123																						
8	123																						
9	123																						
10	123																						
合計												5	9	21700000	21800000	増加事由		1.新品取得		3.移動による受入れ		4.その他	

減少した事由を赤字で記入してください。
(売却、滅失、移動等)

昨年減少した資産については、赤字を引いてください。

昨年増加した資産については、赤字で種類、名称、数量、取得年月、価額、耐用年数を記入してください。

年号
3 昭和
4 平成
5 令和

増加した事由を赤字で記入してください。
(新品、中古、移動等)

※ 減少資産が多い場合は、こちらから送付しました種類別明細書に赤字を引いて添付いただくか、
※ 品目番号(000**) を記載した減少資産の明細書を作成いただきますようお願いいたします。

加除訂正は赤ボールペンを
使用してください。

※印欄は記入しないでください。

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の算出方法

申告していただいた資産を1品ずつ取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

- ア 前年中に取得のもの
取得価額 × 減価残存率（前年中取得） = 評価額
- イ 前年前に取得のもの
前年度評価額 × 減価残存率（前年前取得） = 評価額

※以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%の額が評価額となります

【例】取得価額：250,000円、取得時期：令和5年2月、耐用年数：4年のパソコンの場合

（耐用年数4年、前年中の減価残存率……0.781）

（耐用年数4年、前年前の減価残存率……0.562）

令和6年度 = 250,000円 × 0.781 = 195,250円

令和7年度 = 195,250円 × 0.562 = 109,730円

令和8年度 = 109,730円 × 0.562 = 61,668円

令和9年度 = 61,668円 × 0.562 = 34,657円

令和10年度 = 34,657円 × 0.562 = 19,477円

令和11年度 = 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和11年度で算出額が取得価額(250,000円)の5%(12,500円)より小さくなりますので、以後12,500円で評価されます。

2 課税標準額の算出方法

所有者ごとに上記方法で求めた1品ずつの評価額を合算し、1,000円未満を切り捨てたものが課税標準額になります。

3 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。その場合、納税通知書等の交付はありません。ただし、毎年1月1日現在所有の償却資産の申告は必要となります。

4 税額の算出方法

上記課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	--------------	---	--------------------

5 納期

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。

※納期限は月末ですが、月末が土・日曜日または祝日の場合はその翌日となります。

＜ 減 価 率 及 び 減 価 残 存 率 表 ＞

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐 用 年 数	減価率	減 価 残 存 率		耐 用 年 数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－減価率/2	1－減価率			1－減価率/2	1－減価率
－	－	－	－	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

固定資産税（償却資産） Q&A

Q 1 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 1 償却資産は、土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を申告する義務があります。

Q 2 共同住宅（アパート）を所有し、賃貸業を行っているのですが、申告が必要ですか？

A 2 必要です。家屋の評価に含まれないルームエアコンや、敷地内のアスファルト舗装等が対象となります。
〔9ページ参照〕

Q 3 確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A 3 必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。償却資産は「固定資産税」ですので、別途申告をお願いいたします。

Q 4 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告が必要ですか？

A 4 必要です。古い資産で減価償却済であっても、事業の用に供されている場合は申告対象となります。
〔3ページ参照〕

固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

Q 5 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

A 5 現に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば償却資産として申告の対象となります。〔3ページ参照〕

Q 6 昨年と比べて、償却資産の内容に変更がなくても申告が必要ですか？

A 6 必要です。申告書右下の備考欄の「資産の増減なし」を○で囲んでください。〔14ページ参照〕

Q 7 廃業・清算終了しましたが、申告する必要がありますか？

A 7 必要です。廃業・清算終了した旨の申告をお願いいたします。
申告書右下の備考欄に「○年○月廃業／清算終了」と記入してください。〔14ページ参照〕
ご提出いただいた翌年度からは、申告する必要はありません。

Q 8 賃貸ビルに入居して飲食店を始めました。開店するにあたって、内装や電気設備工事、給排水衛生設備等の附帯設備の取り付け工事をしましたが、この附帯設備の申告は必要ですか？

A 8 構築物として申告が必要です。賃借人等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）は、テナントの方が償却資産として申告してください。〔5ページ参照〕

Q 9 租税特別措置法の規定による中小企業特例を適用して損金算入した資産についても申告が必要ですか？

A 9 必要です。なお、少額減価償却資産の申告の要否については、3ページをご参照ください。

Q 10 今回の申告書を作成していたら、以前提出した申告書に申告漏れがあったと気づいたのですが。

A 10 本来申告すべき年度の修正申告書をあわせて提出してください。予め自主申告されていれば、延滞金の対象となりません。

Q 11 固定資産税（償却資産）がかからない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A 11 算出した課税標準額が150万円未満の場合です。
ただし、償却資産の申告は必要となります。〔16ページ参照〕

Q 12 所有者が死亡して相続しましたが、どのように申告すればよいですか？

A 12 申告書の住所、名前欄を新所有者のものに書き換え、右下備考欄に「○年○月旧所有者死亡のため、新所有者相続」と記入してください。